

## もくじ

---

はじめに	2
本冊子の使用にあたって	4
事例 1: トイレの前でドアを手前に引いたところ転倒した	6
事例 2: 玄関アプローチ部分で四点杖が滑って転倒した	8
事例 3: 床置き型手すりとベッドの隙間に身体が挟まった	10
事例 4: すり足歩行した際、床置き型手すりのベースプレートに引っ掛かった	12
事例 5: 夜中にトイレでバランスを崩し、手すりに手が届かず転倒した	14
事例 6: トイレ用手すりを使って立ち上がる際に転倒した	16
事例 7: 歩行車で段差に引っ掛かり転倒した	18
事例 8: 固定型歩行器で屋内歩行していた際、つまずいて転倒した	20
事例 9: スロープを降りきる地点で、バランスを崩して転倒した	22
事例10: 床の物を拾おうとして、車いすのステップ板に立ち上がり転倒した	24
事例11: 電動車いすで縁石に乗り上げ横転した	26
事例12: 特殊寝台にて端座位を取った際に、お尻が滑り床に転落した	28
事例13: 特殊寝台付属品の手すりが動き転倒した	30
事例14: サイドレールの隙間に腕が入ったままずり落ちた	32
事例15: 車いす昇降リフトに乗った時、足先が挟まった	34
まとめ-安全な利用のために	36
協会の冊子紹介	38
委員名簿	39

---

## 事例 15 車いす昇降リフトに乗ったとき、足先が挟まった

### 基本情報

#### 【利用者の情報】

男性／60歳代／要介護3／胸髄損傷(下肢不全麻痺)／同居家族：長男夫婦

#### 【用具種別】移動用リフト

【貸与開始からの経過期間】3か月

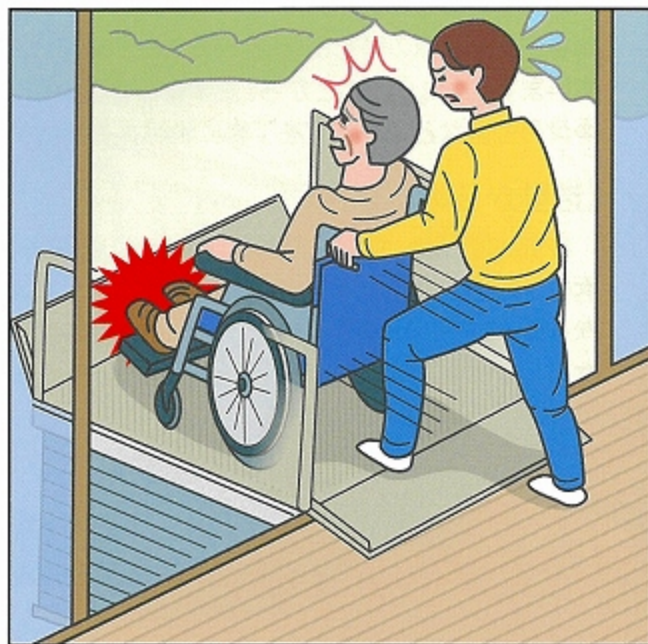
#### 【利用を始めるきっかけ】

退院時に移動手段が車いすとなったため、退院後の自宅での安全な外出移動手段に選定

【発生時点に関する情報】通院するための移動時に発生

【発生場所】自宅居室の吐き出し口

【認知症の日常生活自立度】ランクⅠ



### 事例の概要

認知度は自立に近いが、胸髄損傷により、臀部及び両下肢に感覚障害が生じていた。

外出するため、自走用車いすに乗車している利用者を介助者が車いす昇降リフトに乗せようとした際、利用者の足先部がリフトのフラップ(車止め)に挟まれた。

### 考えられる要因

- リフトの台座への進入時は、車いす後方からの介助となるため、介助者にとって利用者の足先部が死角となり気づかなかったため。

### 加島先生の視点

#### 【疾患の特徴からみた選定と調整の重要性】

一般の高齢者と違い脊髄損傷の場合、運動麻痺と感覚麻痺があるので、車いすのフットサポート高さが適切であったか、また屋内用車いすと屋外用車いすとは靴や装具の底の厚みが異なるため、一つの車いすを兼用すると足がズレたり落ちたりする可能性もあるので、運動麻痺の程度、感覚障害の程度、体の採寸と車いすの調整をきちんと行うことが必要でしょう。

#### 【介助者への留意事項説明】

昇降リフトだけでなく車いす介助の場合、介助者から見て死角ができることは福祉用具サービス計画書での説明・搬入時の説明・モニタリング時の説明等、続けて確認しなければならないことを踏まえて導入してほしいです。



## 小林先生の視点

### 【疾患・心身機能からみた適合】

今回の事例の疾患と年齢から、認知機能面の問題は生じにくいことが予測され、胸髄損傷による障害の影響を考える必要があります。特に胸髄損傷による運動麻痺と感覚障害は、自身で事故が起きた状況を察知しづらくします。胸髄レベルの損傷による運動麻痺は、事例の車いす乗車時の姿勢保持が不安定となる要因です。体性感覚の障害は、“足が挟まっている”ことに気付けないことだけでなく、座面からの感覚も分かりづらいことで車いす乗車時の姿勢保持が不安定となる要因でもあります。運動麻痺と感覚障害は、自身で前に屈み、足先を視覚で確認するということに困難が出やすいです。

### 【使用するという経験(慣れ)から考える】

事故の発生が、貸与開始から3か月後という点は重要です。上記の適合で説明したように、ご本人が移動用リフト利用時に安全管理をするには、意識的に確認作業をする必要があります。おそらく認知機能に大きな問題のない本事例は、利用開始から問題なく使用できた経験の積み重ねにより、“慣れ”が生まれてきて確認作業を省略していたことが推察されます。そのため、介助者側に注意点を教示するだけでなく、リフトの目につくところに“足先を確認”といった事例と介助者の両者が気付ける情報を設置しておくことで防げた可能性があります。認知機能面が良いということは、安全な利用が定着しやすい反面、“慣れ”が生じやすい点も配慮しておく方が良いと思います。その際は、認知機能面が軽度な利点を活かして、安全確認できる環境情報を検討すると良いです。

## 福祉用具専門相談員の視点

### 【選定時の注意】

天板(テーブル)内寸と車いすのサイズは注意が必要です。車いすサイズが天板(テーブル)内のサイズでもリクライニング車いす等の使用時にサイズが変わる場合もあります。特に膝関節の可動域に制限がある等で、脚部エレベーター機能を使用されている場合は座位姿勢が可能でも車いすの使用全長が長くなりますので注意が必要です。

### 【対策】

段差昇降機への侵入に限らず、車いすの介助では介助者(押して側)からは、利用者の足元は死角となります。事例利用者は両下肢の感覚障害があり痛みへの訴えがないと思われるので、特に注意が必要です。あらかじめ昇降機の天板(テーブル)に、車いすの停止位置(車輪位置)をビニールテープ等で目印を付けておく方が良いと思われます。

この事例のポイント (アセスメントの際の留意点、選定に必要な情報などをメモしておきましょう)